

## 第3次千葉市DV防止・被害者支援基本計画 概要版(案)

## 計画策定の趣旨

すべての市民が安心して暮らしていくためには、暴力のない社会の実現が必要です。配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。)は、親密な間柄(配偶者間、パートナー間、交際相手間)において行われる暴力であり、家庭内等で起こることが多いため、発見や対応が遅れ、潜在化・深刻化しやすい特性があります。これらは、当事者間の問題にとどまらず、今後も継続して社会全体としてその解消に取り組むべき重要な課題の一つであると言えます。

千葉市では、DV防止・支援体制の更なる推進を図るため、平成24年(2012年)7月に「千葉市DV防止・支援基本計画」を、平成28年(2016年)3月には「第2次千葉市DV防止・支援基本計画」を策定し、DV防止・被害者支援の施策を推進してきました。

DVの根絶を目指し、DV対策のより一層の充実を図ることが必要であることから、被害者にも加害者にもさせないための教育の推進、多様化する相談者への対応、被害者・子どもの安全確保と生活再建の支援などに取り組むため、新たに「第3次千葉市DV防止・被害者支援基本計画」を策定するものです。

## 計画の位置づけ

「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」の一部(「基本目標Ⅱ 安全・安心で自分らしい暮らしの実現」)として位置付けます。また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

## 計画の期間

この計画は「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」と合わせ、令和5年(2023年)度から9年(2027年)度までの5年間とします。

## 第3次計画のポイント

- 「DVの根絶」を目指す基本理念を継続します。
- 幼少期から、被害者にも加害者にもさせないための人権教育やデートDV防止のための教育を推進します。
- 多様な相談者のニーズに対応するための職員の確保と相談しやすい環境を整備します。
- 関係機関等との連携を図り、被害者・子どもの安全確保を徹底し、生活再建の支援や心身のケア等切れ目のない支援に取り組みます。
- DVに関する認知度を示す下記の項目を数値目標として設定します。

## 数値目標

指標項目		現状値	目標値 (令和9年(2027年)度)
暴力と考える割合	(1) 平手で打つ、足でける	86.9%	100%
	(2) なぐるふりをして、おどす	68.0%	80%以上
	(3) 大声でどなる	65.9%	80%以上
	(4) 交友関係や電話を細かく監視する	53.6%	80%以上
	(5) 嫌がっているのに性的な行為を強要する	86.0%	100%
	(6) 生活に必要なお金を渡さない	69.2%	80%以上
DV被害にあった際に、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合		45.5%	30%以下
「デートDV」という言葉も内容も知っている高校生の割合		33.8%	80%以上

## 体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策	
DVの根絶	Ⅰ 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進	① 幅広い対象者への多様な手段による広報・周知	(1) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進 (2) 幅広い対象者への多様な手段での周知 (3) 暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進 (4) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	
		② 被害者にも加害者にもさせないための若年層からの教育の推進	(5) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進 (6) 若者に向けたデートDV予防教育の推進	
	Ⅱ 多様な相談体制等の充実	① 相談窓口の周知の強化	(7) 相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進 (4【再掲】) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	
		② 多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備	(8) 専門相談員による相談・支援の充実 (9) 被害者の状況に応じた相談体制の充実	
	Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底	① 一時保護体制の強化	(10) 関係機関との連携による一時保護体制の確保 (11) 民間シェルターへの支援 (12) 広域的な対応の実施 (13) 被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実 (14) 危機管理体制の充実	
		② 児童虐待対応との連携強化	(15) 母子緊急一時保護中の子どもの安全確保の徹底	
	Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援	① 被害者の生活再建の推進	(16) 情報管理と安全確保の徹底 (17) 二次的被害の防止体制の整備 (18) 行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備 (19) 被害相談証明書の発行等 (20) 同行支援の充実 (21) 経済的な支援 (22) 就労の支援 (23) 住居の確保に向けた支援 (24) 各種支援制度の情報提供・活用の支援 (25) 母子生活支援施設への措置等 (26) ステップハウスの利用支援 (27) 被害者支援のあり方についての調査研究	
			② 被害者の長期的な精神的ケア	(28) 自立支援講座の実施 (29) 被害者の心身の回復支援の充実
			③ 子どもの心のケア	(30) DVのある環境で育った子どもへのケアの充実
	Ⅴ 施策推進のための連携協力・体制整備	① 関係職員の資質向上	(31) 専門相談員の資質向上 (4【再掲】) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進 (32) 被害者を支援する人材育成の推進	
② 複雑化している相談に対応するための連携強化			(33) 要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営 (34) 関係機関等との情報交換・連携強化 (35) 民間団体との連携強化	
③ 加害者対策のための調査研究			(36) 被害者支援の一環としての加害者対策のあり方についての調査研究	

## 相談先

## 千葉市配偶者暴力相談支援センター 相談専用電話 043-245-5110

月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後4時  
※面接相談を希望の場合、上記相談専用電話で事前予約

## 各区保健福祉センター子ども家庭課

月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後4時30分

中央区 043-221-2149 若葉区 043-233-8150  
花見川区 043-275-6421 緑区 043-292-8137  
稲毛区 043-284-6137 美浜区 043-270-3150

## 千葉市男女共同参画センター(女性のための相談)

043-209-8775 (祝日、12月29日～1月3日を除く)  
火～金 午前10時～午後8時 土・日 午前10時～午後4時

## 千葉市男女共同参画センター(男性のための相談)

043-209-8773 (祝日、12月29日～1月3日を除く)  
毎週金曜日 午後6時30分～8時30分

## 千葉県女性サポートセンター(女性専用)

043-206-8002 24時間・年中無休

## 警察 相談サポートコーナー

043-227-9110 平日午前8時30分～午後5時15分  
緊急の場合は110番 けがをしたら119番



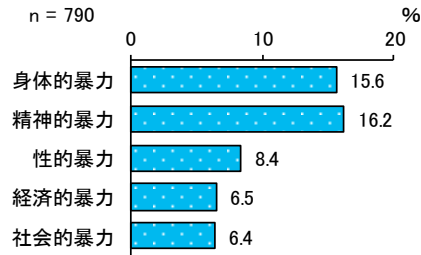
## DVの現状（千葉市）

### (1) 暴力の被害経験

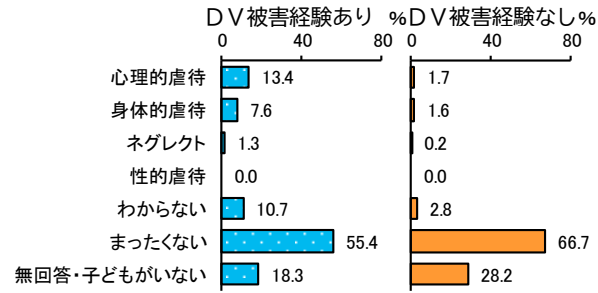
暴力の種類では、精神的暴力を受けた経験がある割合が最も高く、次いで、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力となっています。

配偶者から子どもへの暴力の経験の有無についてDV被害の経験の有無でみると、すべての虐待行為において経験ありが経験なしを上回っています。

【暴力の被害経験】

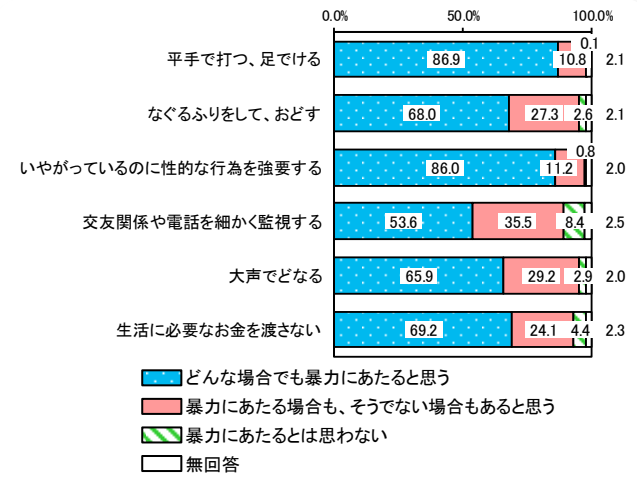


【配偶者から子どもへの暴力の経験】



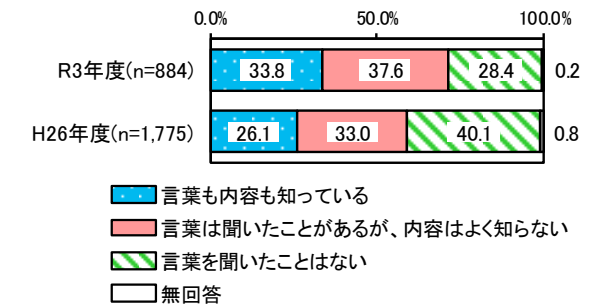
### (2) 暴力に関する意識

「平手で打つ、足でける」、「いやがっているのに性的な行為を強要する」については、「どんな場合でも暴力に当たると思う」と回答した割合が8割以上である一方、「なぐるふりをして、おどす」、「交友関係や電話を細かく監視する」、「大声でどなる」、「生活に必要なお金を渡さない」等の心理的、社会的、経済的な暴力に関しては、身体的、性的な暴力と比べ、暴力と認識されない場合が高くなっています。



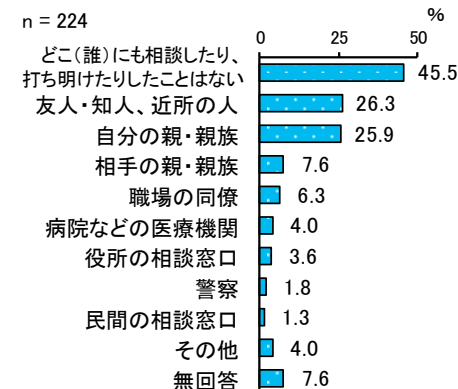
### (3) 高校生のデートDVの認知度

「デートDV」という言葉も、その内容も知っている」と回答した割合は、33.8%と、約3人に1人に留まっています。



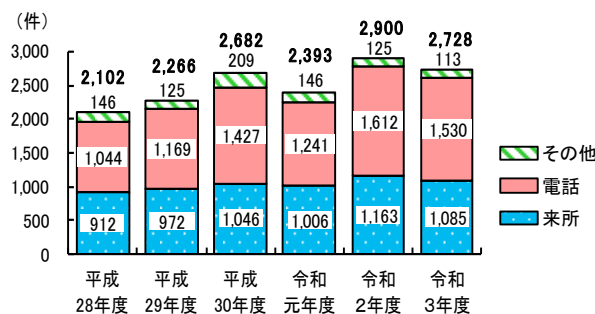
### (5) 暴力をふるわれた時の相談先

「どこ（誰）にも相談したり、打ち明けたりしたことはない」と回答した割合が4割以上となっています。相談したと回答した割合は、「友人・知人、近所の人」、「自分の親・親族」が2割以上となっており、それ以外の相談先はすべて1割未満となっています。



### (4) 相談件数の推移

年度ごとに増減はあるものの、来所相談、電話相談ともに増加傾向となっています。



(1) (2) (4) 資料/千葉市「配偶者等における暴力に関する調査」(令和2年度)  
 (3) 資料/千葉市「交際相手からの暴力(デートDV)についての意識実態アンケート調査」(平成26年度・令和3年度)  
 (5) 資料/千葉市統計

## 基本理念と基本目標

### 基本理念

## DVの根絶

- 本計画では、「DVの根絶」を基本理念とします。
- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して許されないものです。
- 「DVの根絶」を図るため、加害者にも被害者にもさせないための教育や多様な被害者のニーズに対応した相談体制の整備、被害者と子どもの安全確保の徹底と心身のケア、関係機関等との連携など、総合的なDV防止及び被害者支援体制を推進します。

### 基本目標Ⅰ 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進

DV防止法やデートDVの認知度は前回調査と比較し高くなっていますが、その内容まで知っている割合は半数にも満たない状況です。また、DVの内容により暴力と認識する割合には差があります。また、調査では、「学校で人権教育や性教育、DV予防教育を行うこと」を求める回答が多く、今後も継続して若年層からの予防教育に取り組むことが必要です。

多様な広報媒体により、幅広く暴力根絶の普及啓発を行うとともに、幼少期から、被害者にも加害者にもさせないための人権教育やデートDV防止のための教育を推進します。

### 基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実

暴力をふるわれた時に「どこにも相談したことはない」と回答した割合が4割を超えています。また、相談者の状況や背景が多様化していることから、その状況や特性に合わせ、相談者の意向を確認しながら支援することや相談しやすい環境を整備することが必要です。

被害者を早期に適切な支援に結びつけられるように相談窓口の周知を強化するとともに、多様な相談者のニーズに対応するための職員の確保と相談しやすい環境を整備します。

### 基本目標Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底

DVから逃れてきた被害者やその子どもたちについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは最優先課題です。

また、DVと児童虐待が重複して発生している事案もあるため、DV対応、児童虐待対応を行う関係機関の相互連携を強化するとともに、被害者への支援だけでなく、子どもへの支援も充実させる必要があります。

安全な一時保護体制を強化するとともに、一時保護中の子どもへのケアを充実させます。また、虐待対応部門との連携強化や面談DV通告時にDV被害者支援の視点を踏まえた対応を強化していきます。

### 基本目標Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援

被害者は、避難した後も精神的な影響が多く残り、また、その子どももDVを見聞したことによる心理的な影響や生活環境の変化により、大きなストレスを抱えている状況にあります。

DV被害者の自立には、生活資金や住居の確保などの短期的な対応、離婚や就職など中期的な対応、被害者や子どもの心身のケアなどの長期的な対応について、切れ目なく支援していく必要があります。

被害者が自立するための手続きを円滑に進められる体制を整備するほか、被害者や子どもの心身のケアなど、切れ目のない支援に取り組めます。

### 基本目標Ⅴ 施策推進のための連携協力・体制整備

被害者が安心して生活するために必要なこととして、庁内外の関係機関等職員の資質向上やスムーズに連携を図るための体制づくりが必要です。また、調査では、「加害者を対象として、暴力防止のための教育を行う」ことを求める回答が約半数となっており、加害者教育や加害者相談の体制構築に向けた取り組みも必要です。

継続的に市、関係機関の職員の資質向上を図るとともに、連携を強化します。また、加害者教育や加害者相談の体制構築に向けた動向把握や情報収集を行います。